



申11号「2024年度夏季手当に関する申し入れ」

会社回答を受け、妥結せず持ち帰る！

「夏季手当基準額」

基準内賃金の **2.3ヶ月**

「契約社員 A」

基本給及び都市手当、扶養手当のそれぞれの月額を **1.75倍した額**

「契約社員 B 及び臨時雇用員」

雇用期間及び稼働実績に基づき、個別に定めた額

「社員・組合員の働きがいの向上と家族の幸福の実現・

人材流出の歯止め」とはかけ離れた回答が示される！

持ち帰り、職場と家族の声を集約します。

業績連動とは思えない回答。